

◎防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(平成二九年一二月一五日法律第八六号)

一、提案理由（平成二九年一二月一日・衆議院安全保障委員会）

○小野寺国務大臣　ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省職員の給与について、平成二十九年度の官民較差に基づく改定を実施するため、所要の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、一般職の職員の例に準じて、自衛隊教官及び自衛官の俸給月額について引き上げることとしております。

第二に、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に係る学生手当及び期末手当等について引き上げることとしております。

このほか、附則において、俸給表の改定に伴う所要の切りかえ措置等について規定しております。

なお、事務官等の俸給月額の改定、自衛官及び事務官等の勤勉手当の支給割合の引き上げ等につきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

二、衆議院安全保障委員長報告（平成二九年一二月五日）

○寺田稔君　ただいま議題となりました法律案につきまして、安全保障委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定するものであります。

本案は、去る十一月三十日本委員会に付託をされ、翌十二月一日小野寺防衛大臣から提案理由の説明を聴取いたしました。本日、質疑を行い、採決を行いました結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院外交防衛委員長報告（平成二九年一二月八日）

○三宅伸吾君　ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じて、防衛省職員の俸給月額等を改定する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、今回の法改正による給与改定の意義、自衛官の確保のための

給与を含めた待遇改善、女性自衛官の活躍推進のための環境整備、自衛官の充足率向上に向けた取組等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。